

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する事務取扱要領

平成 27 年 3 月 26 日 決裁
(最終改正 平成 30 年 2 月 21 日 決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、別に定めるもののほか、金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程（平成 13 年公営企業管理規程第 3 号。以下「規程」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第 2 条 規程第 4 条第 1 項第 1 号に規定する責任技術者の名簿は、専属責任技術者名簿（様式 1）によるものとし、雇用関係を証する書類は、次の各号に定めるいずれかによるものとする。

- (1) 健康保険被保険者証（事業者名が記載のもの）の写し
- (2) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- (3) 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し
- (4) 全国建設工事業国民健康保険組合の発行した事業者名の記載がある通知書の写し
- (5) 税務署受付済みの給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の写し又は給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書の領収済通知書の写し並びにその内訳となるすべての従業員の源泉徴収簿等の写し
- (6) 申請者が個人であって、専属の責任技術者が生計同一の親族である場合は、専属責任技術者雇用証明書（様式 2）及び生計が同一であることを証する書類
- (7) その他公的機関の発行するもので、管理者が雇用関係を証すると認めることのできる書類

2 規程第 4 条第 3 号に規定する図書は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 営業所所在地が記載された次のいずれかの書類
 - ア 法人にあってはその登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し
 - イ 固定資産税・都市計画税課税明細書又は賃貸借契約書の写し
 - ウ その他公的機関の発行するもので、営業所所在地の分かるもの
- (2) 営業所の外観写真（外観全景及び商号看板等）及び周辺地図

3 規程第 4 条第 4 号に規定する書類は、設備器材保有状況一覧表（様式 3）及び設備器材の写真によるものとする。

4 規程第 4 条第 5 号に規定する書類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 排水設備工事業者従業員名簿（様式 4）
- (2) 法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し
- (3) 個人にあっては個人事業税、法人にあっては法人事業税の納税証明書

(継続指定の申請)

第 3 条 継続指定の申請における規程第 4 条第 5 号に規定する書類は、前条第 4 項第 1 号及び第 2 号に規定する書類及び指定証とする。

(届出)

第 4 条 規程第 9 条第 1 項第 1 号に規定する届出は、下水道排水設備工事業者廃止・休止・再開届（様式 5）とする。

2 規程第 9 条第 1 項第 2 号から第 5 号に規定する届出は、下水道排水設備工事業者指定事項変更届（様式 6）とし、次の各号に定める書類を添えるものとする。

- (1) 商号を変更したときは、指定証並びに法人にあっては定款及び登記事項証明書
- (2) 所在地を変更したときは、指定証並びに法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し
- (3) 代表者に異動があったときは、指定証、定款及び登記事項証明書
- (4) 営業所を移転したときは、指定証及び第 2 条第 2 項に定める図書
- (5) 専属の責任技術者を採用したときは、第 2 条第 1 項に定める書類及び責任技術者証の写し

(指定等に要する経費)

第 5 条 規程第 5 条及び規程第 6 条の規定に基づく指定に要する経費は、その実費相当額を申請者が負担するものとし、管理者が別に定める。

附 則 (省 略)